

「人事・給与関係業務情報システムに係るアプリケーション保守業務」に係る質問及び意見等の回答

No.	記載頁・部分	記載項目・内容	質問及び意見等	理由	回答
1	P.5 2 調達案件及び関連調達案件	(1)調達範囲	【質問】 現行アプリケーション保守で令和5年4月～令和5年9月の期間にリリースされたアプリケーションに対する対応は、第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務事業者が行う認識でよろしいでしょうか。	現行アプリケーション保守で緊急時の対応が発生した場合における作業範囲を確認することが目的となります。	現行アプリケーション保守業務事業者により令和5年4月～9月にリリースされる改修案件については、第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務事業者が結合テストまで実施します。そして、次期アプリケーション保守業務事業者は、これを引き継ぎ、総合テスト以降の業務にご対応いただきます。
2	P.7 3 保守業務の内容	(1)プロジェクト実施計画等の策定 品質管理実施要領	【質問】 アプリケーションの品質を確保するうえで、設計書、テスト仕様書等のドキュメントレビューでの品質確保も考えられます。品質管理実施要領にレビュープロセスの整備を要求する旨の記載を追記しては如何でしょうか。	アプリケーションの品質確保のためとなります。	ご提案のとおり、品質管理実施要領にレビュープロセスの整備を要求する旨の記載を追記いたします。
3	P.7 3 保守業務の内容 (1) プロジェクト実施計画等の策定	受託者は、人事・給与システムのアプリケーション保守業務を実施するために必要な情報について、現行システムのアプリケーション保守業務事業者及び第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務事業者等から引継ぎを受けて準備を行うこと。	【意見】 現行システムのアプリケーション保守業務事業者及び第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務事業者等の障害残件数について明示して頂けないでしょうか(閲覧資料等で見せて頂けないでしょうか)	障害残件数がどれくらいあるかを事前に把握することにより、引継ぎの準備に係る費用を正確に見積もりするためです。	障害残件数については、閲覧資料にて対応いたします。
4	P.9 3 保守業務の内容 (2) アプリケーションの改修	イ 見積手法の作成 工 数見積に用いる見積手法を作成し、人給専任部門の承認を得ること。なお、工数見積に当たっては、人事・給与システムの特徴及び過去の改修工数を参考に、機能単位に細分化された手法によって行うこと。また、その際には必要に応じてFP法による見積との比較も行い、人給専任部門と協議のうえ手法を決定すること。 見積手法については、実績と見積額に乖離がないか、少なくとも半年に一度は見直しを行い、実績を人給専任部門に提出のうえ、承認を得ること。	【意見】 「工数見積に用いる見積手法を作成し、人給専任部門の承認を得ること。なお、工数見積に当たっては、人事・給与システムの特徴及び過去の改修工数を参考に、機能単位に細分化された手法によって行うこと。また、その際には必要に応じてFP法による見積との比較も行い、人給専任部門と協議のうえ手法を決定すること。」を削除して頂けないでしょうか。 （「見積手法については、実績と見積額に乖離がないか、少なくとも半年に一度は見直しを行い、実績を人給専任部門に提出のうえ、承認を得ること。」のみ残して頂けないでしょうか。）	見積手法を定期的に見直しをすることは必要だと考えますが、「工数見積に用いる見積手法」や「FP法」等と限定してしまうと、見積手法の選択枚数を狭めてしまうためです。	人給専任部門の職員が評価可能な一般的な見積手法の一つとして「FP法」を例示しております。そこで、次のように修正します。 「また、その際には必要に応じてFP法等の一般的な見積手法による見積との比較も行い、」
5	P.9 3 保守業務の内容	(2)アプリケーションの改修 エ アプリケーション改修作業	【質問】 第3次システム更改では、クラウド(AWS)上に配備されることから、現行のオンプレミス環境とは、実行環境が異なります。第3次システム更改におけるアプリケーションのパフォーマンス(異動が多い月の給与完了処理等比較的長時間の実行となる処理等)は、第3次システム更改案件における性能要件を充足したシステムが提供されると考えて問題ないでしょうか。	第2次システム更改のアプリケーション(以下、「現行アプリケーション」といいます。)においては、過去に懸念であった夜間バッチのパフォーマンスは解消されたと認識しておりますが、第3次システム更改により、基盤がクラウドとなります。現行アプリケーションサーバーとDBサーバー間のSQLの実行、結果のやり取りが頻繁に発生しており、AWS環境においては、個々のSQLの微量なネットワークレイテンシーが全体の処理時間に影響を与えることを懸念しています。 性能要件を充足していない場合、性能改善がスコープ範囲に含まれているか否かを明確にすることが目的となります。	第3次更改システムの性能については、計測やチューニングが完了したはわけではございませんので、明確なことは申し上げられません。ご懸念のとおり、「個々のSQLの微量なネットワークレイテンシーが全体の処理時間に影響を与えること」は否定できません。バッチの種類、データの状況、バッチ実行時のネットワーク構成等が性能に影響を及ぼすことは間違いありませんが、必ずしも性能劣化ばかりではなく、処理時間の短縮が確認されている場合もございます。また、クラウドへのアプリケーション移行にかかる性能問題は、第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務事業者が対応すべきものであり、性能要件を満たしたシステムが提供される見込みです。仮に著しい性能劣化の改善が見込まれない状況で第3次システム更改に係る設計・構築及び保守・運用設計業務事業者による対応の完了を人給専任部門が承認した場合に、次期アプリケーション保守業務事業者に対して直ちに性能改善を求めるものではございません。
6	P.10 3 保守業務の内容 (2) アプリケーションの改修	エ アプリケーション改修作業 受託者は、改修計画に基づき、令和5年度から令和9年度までの期間、各年度800人月程度(令和5年度においては600人月程度)の改修を実施すること。	【意見】 「各年度800人月程度」とありますが、「程度」を削除して頂けないでしょうか。	(4)その他の対応では、「各年度250人月の範囲」との記載になっており表現が異なるためです。また「程度」を残すと正確に見積もりが出来ないため、削除して頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「程度」を削除しました。
7	P.10 3 保守業務の内容 (2) アプリケーションの改修	エ アプリケーション改修作業単体テスト、結合テスト、総合テストを実施すること。また、改修したプログラム等に不正プログラムが含まれていないことを、リリース前に不正プログラム対策ソフトウェアによるスキャン実施など必要な対策を講じること。(「オ 各種テストの実施」参照)	【意見】 「オ 各種テストの実施」に詳細の記載を必要と考えます。	「オ 各種テストの実施」に不正プログラム対策についての記載がされていないため、不正プログラム対策についても記載願います。	(「オ 各種テストの実施」参照)の位置を変更しました。これに伴い、次のように一部の文言の修正と追加を行いました。 ・改修したプログラム等をリリースする前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。 ・改修したプログラム等が脆弱性を含まないことをリリース前に確認すること。 ・改修したプログラム等の改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段を改修したプログラム等の提供先に与えるため、必要な対応を実施すること。
8	P.11 3 保守業務の内容 (2) アプリケーションの改修	エ アプリケーション改修作業 ・運用サービス担当業者が行うリリース作業の支援を行うこと。	【質問】 「本番運用のために運用サービス担当業者が本番環境及び擬似環境へのリリース作業に対し、必要な支援を行う」と考えて良いでしょうか。	作業内容を明確にするため教えていただきたいです。	おおむねご認識のとおりですが、検証環境へのリリース作業も支援の対象となりますので、次のように修正します。 ・運用サービス担当業者が行う本番環境、検証環境及び擬似環境へのリリース作業の支援を行うこと。
9	P.12 3 保守業務の内容	(2)アプリケーションの改修 カ アプリケーション改修に伴うシステムコードの変更管理	【質問】 人事・給与関係業務情報システムにおけるシステムコードには、SAコード(システムが定めるもの)、SBコード(制度により決まるもの)、SCコード(府省毎に異なるもの)の種類がありますが、「アプリケーションにて各種情報を利用するために当該情報をコード化したもの」というのは、システムコードの全般を指すものと理解してよろしいでしょうか。	人事・給与関係業務情報システムでは、SBコードは制度によって定まるコードである認識で、「アプリケーションにて各種情報を利用するために当該情報をコード化したもの」とは性質が異なるものと考えられるため、管理する対象コードを確認することが目的となります。	システムコードの範囲を明確化するため、次のように修正します。 (※)システムコードとは、アプリケーションにて各種情報を利用するために当該情報をコード化したもののほか、制度によって定まるコードを含むシステムコードの全般を指す。
10	P.16 3 保守業務の内容 (8) 成果物の納品	イ 成果物の納品方法 電磁的記録媒体については、Microsoft社Windows10で読込可能な形式で納品すること。また、ファイルはOffice Open XMLのdocx 拡張子、xlsx拡張子又はpptx拡張子のファイル形式で作成すること。	【質問】 「また、ファイルはOffice Open XML の docx 拡張子、xlsx 拡張子又は pptx 拡張子のファイル形式で作成すること。」と記載がありますが、現行システムの納品物は、全て「docx 拡張子、xlsx 拡張子又は pptx 拡張子」の認識で正しいでしょうか。もしくは「doc形式、xls形式又は、ppt形式」のものが含まれていますでしょうか。 含まれている場合は、その旨追記をお願いいたします。	現行システムの納品物に、xls形式又は、ppt形式のものが含まれていた場合は、設計書等含む納品物を一式、現行システム業者から引き継いだ際に、形式変換及び形式変換後の確認を行う必要があります。これらの作業を行う際は、別途追加作業が発生しますので、調達仕様書への記載が必要と考えます。	今後、Microsoft社がdoc拡張子、xls拡張子、ppt拡張子の旧形式ファイルの読み込みできなくなる対応を実施するかどうかは分かりませんが、情報セキュリティを考慮すれば、旧形式のOfficeファイルはdocx拡張子、xlsx拡張子、pptx拡張子のファイル形式へ変換していくことが望ましいと考えております。そこで、次のように追記します。 ただし、前任のアプリケーション保守業務事業者から引継ぎを受けた成果物に旧形式ファイル形式(doc拡張子、xls拡張子、ppt拡張子)のファイルが含まれている場合、更新対象のファイルであれば標準のファイル形式(docx拡張子、xlsx拡張子、pptx拡張子)に変換して納品すること。なお、更新対象ではない旧形式ファイルについては、契約期間内にファイル形式の変換を終えられるように対応すること。

No.	記載頁・部分	記載項目・内容	質問及び意見等	理由	回答
11	P.19 4 保守業務の実施体制・方法 (2) 作業要員に求める資格等の要件	イ 担当責任者は、以下の要件又は能力を満たしていること。また、職務経歴を記載した書類(様式は自由とするが、以下に記載する資格を証明するもの)を、人給専任部門に提出すること。 ・IT コーディネータ ・PMP Project Management Professional ・公認情報システム監査人(CISA: Certified Information Systems Auditor ・情報処理技術者試験プロジェクトマネージャ ・同上 システム監査技術者 ・同上 IT ストラテジスト ・経済産業省のIT スキル基準(ITSS)に基づき、プロジェクト・マネジメント職種、IT アーキテクト職種、コンサルタント職種、IT スペシャリスト職種のレベル4以上に相当する等、相応のプロジェクト管理能力又はシステム設計能力を有すること。	【意見】 イで「担当責任者は、以下の要件又は能力を満たしていること。」とありますが、いずれもプロジェクト管理能力に関するものであり、重複した資格が存在するため、アと同様に「以下の資格又は能力のいずれかを有すること。」としていただけないでしょうか。	仕様書に記載されている資格又は能力のいずれかを有する者であれば、担当責任者の役割を果たせると考えるためです。	ご指摘を踏まえ、のように修正します。
12	P.19 4 保守業務の実施体制・方法 (2) 作業要員に求める資格等の要件	イ 担当責任者は、以下の要件又は能力を満たしていること。また、職務経歴を記載した書類(様式は自由とするが、以下に記載する資格を証明するもの)を、人給専任部門に提出すること。 ・IT コーディネータ ・PMP Project Management Professional ・公認情報システム監査人(CISA: Certified Information Systems Auditor ・情報処理技術者試験プロジェクトマネージャ ・同上 システム監査技術者 ・同上 IT ストラテジスト ・経済産業省のIT スキル基準(ITSS)に基づき、プロジェクト・マネジメント職種、IT アーキテクト職種、コンサルタント職種、IT スペシャリスト職種のレベル4以上に相当する等、相応のプロジェクト管理能力又はシステム設計能力を有すること。	【意見】 イの担当責任者に関する要件に実務経験を追加すべきと考えます。以下文言を追加いただけないでしょうか。 ・主要担当者として、3年以上のプロジェクト管理経験を有すること	担当責任者の役割を果たすために実務経験は必要と考えるためです。	ご指摘を踏まえ、その旨追記します。
13	P.19~P.20 4 保守業務の実施体制・方法 (2) 作業要員に求める資格等の要件	ウ 設計・開発を行う担当者には、情報処理技術者試験のうち、次に掲げる試験区分の合格者を1名以上含むこと。なお、同一人が全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。 (ア)システムアーキテクト試験 (イ)データベーススペシャリスト試験 (ウ)ネットワークスペシャリスト試験	【意見】 ①削除して頂けないでしょうか。 ②削除が難しい場合、以下文言へ変更いただけないでしょうか。 ウ 設計・開発を行う担当者には、情報処理技術者試験のうち、次に掲げる試験区分の合格者を1名以上含むこと。なお、同一人が全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。合格者でなくとも同等の能力を有するものでも可能とする。 (ア)システムアーキテクト試験、もしくは同等の能力を有する者 (イ)データベーススペシャリスト試験、もしくは同等の能力を有する者 (ウ)ネットワークスペシャリスト試験、もしくは同等の能力を有する者	①アプリケーション保守業務を行う上で、必要なスキルとは想定されないためです(インフラ構築・開発(第二期政府共通PF等)に必要なスキルと考えます) ②「(ア)システムアーキテクト試験」、「(イ)データベーススペシャリスト試験」、「(ウ)ネットワークスペシャリスト試験」の合格者のみとした場合、参加できる事業者が限られると考えます。アプリケーション保守業務を行う上でも、同等の能力を有する者が従事することで、業務が充分に行えると想定されるため、変更して頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、ウの項目を削除しました。
14	P.23 5 保守業務に当たっての遵守事項 (8) セキュリティ要件	ア 不正通信の遮断 イ 不正プログラムの感染防止 オ 侵入検知 カ 保存情報の機密性確保	【質問】 各項目において「開発環境等において」との記載がありますが、「等」には何が含まれる想定でしょうか。	対象範囲を明確にしたいため教えていただきたいです。	「開発環境等」の「等」として想定しているのは、本業務受託者の執務環境全般、例えば、当該業務のために利用する端末やその端末がつながるLAN環境を想定しております。
15	P.25 6 成果物の取扱いに関する事項 (2) 契約不適合責任	全般	【意見】 契約不適合責任に関して、本調達範囲において負うべきものと考えます。そのため、以下の文章を追記いただけますでしょうか。 「既存アプリケーションの不具合に起因する不具合を発生した場合で、人給専任部門の承諾を受けた不具合については、不適合として扱わない。」	現行システムのアプリケーション保守業務事業者及び第3次システム更改に係る設計・構築、及び保守・運用設計業務事業者が改修を実施した範囲における契約不適合の責任は、当該業者が負うべきものと考えます。	ご指摘を踏まえ、次のように追記しました。 オ 既存アプリケーションの不具合に起因する不具合を発生した場合であって、人給専任部門の承諾を受けた不具合については、受託者の不適合として扱わないものとする。
16	P.27 7 入札参加資格に関する事項	(5) 履行可能性審査に関する要件	【意見】 WBSに担当者単位で成果物の提示が求められていますが、アプリケーション開発として800人月/年間で実施する案件数によって要員計画は大きく変動します。よって、想定している年間の改修計画の目安とする案件数を記載していただけないでしょうか。	適切な要員計画を検討するために、作業範囲を明確にすることが目的となります。	ご指摘を踏まえ、留意事項に1点追加しました。 改修案件の件数…年間の改修案件を50件と想定する。ただし、実際には、改修案件ごとの工数、改修に要する期間及びリリース時期は案件により異なる。
17	P.27~P.28 7 入札参加資格に関する事項 (5) 履行可能性審査に関する要件	本業務及び情報セキュリティ管理の履行可能性を証明するため、以下の書類を提出すること。なお、提出された設計・開発実施計画書(案)及び情報セキュリティ管理計画書(案)において履行可能性を認めることができないとデジタル庁が判断した場合は、入札に参加することができない。	【質問】 「設計・開発実施計画書(案)」は成果物に記載がございませんが、プロジェクト実施計画書の素案の認識でよろしいでしょうか。	成果物に記載がないため教えていただきたいです。	ご認識のとおり相違ありません。
18	P.27 7 入札参加資格に関する事項 (5) 履行可能性審査に関する要件	本業務及び情報セキュリティ管理の履行可能性を証明するため、以下の書類を提出すること。なお、提出された設計・開発実施計画書(案)及び情報セキュリティ管理計画書(案)において履行可能性を認めることができないとデジタル庁が判断した場合は、入札に参加することができない。	【質問】 「セキュリティ管理計画書(案)」は、成果物にないが、情報セキュリティ対策実施要領の素案の認識でよろしいでしょうか。	成果物に記載がないため教えていただきたいです。	ご認識のとおり相違ありません。
19	P.27~P.28 7 入札参加資格に関する事項 (5) 履行可能性審査に関する要件	設計・開発実施計画書(案)とともに WBS を提出すること。 WBS のワークパッケージは作業ではなく成果物を分解したものとし、ワークパッケージの粒度は概ね1週間程度とする。なお、WBS の作成に当たっては、以下の4点に留意すること。 ➢ 担当者…複数タスクの掛け持ちでないことを確認するため、原則は個人単位とすること ➢ 成果物…ドキュメントとシステム両方で、完了判定・進捗基準が明確であること ➢ 工数及びボリューム…原則は両方も記載、少なくともいずれか一方は必須で記載すること	【質問】 WBSについて以下を教えてください。 ・改修案件が定まっておらず、インシデントも発生内容が不明の中、1週間程度の粒度で作成することは難しいと考えますが、分解可能な範囲で実施するとの認識で良いでしょうか。 ・成果物に該当しない作業は、作業を分解したもので問題ないでしょうか。(例:その他作業支援における障害調査など、成果物に紐づかない作業)	成果物を明確にするため教えていただきたいです。	ご指摘を踏まえ、次のように修正しました。 ・設計・開発実施計画書(案)とともにWBSを提出すること。WBSのワークパッケージは作業ではなく成果物を分解したものとし、ワークパッケージの粒度は分解可能な範囲で示せばよいものとする。また、成果物に該当しない作業については、作業を分解したもので示すものとする。なお、WBSの作成に当たっては、以下の4点に留意すること。